



証券検査を巡る最近の動向

平成21年10月15日

証券取引等監視委員会事務局

証券検査課長 其田 修一



I 証券検査に関する基本指針(H21. 6. 29改正)

・証券検査の目的

- ①取引の公正確保及び業者のリスク管理態勢の適切性確保
- ②業者に対し、適切な内部管理態勢・リスク管理態勢の構築を促す
- ③業者に対し、ゲートキーパーとしての自覚を促す

・証券検査の方法

- ①双方向の対話
- ②内部管理態勢等に責任を有する経営陣の認識の把握に注力
- ③全体を鳥瞰し、重大な問題を把握
- ④証券監督行政と十分に連携



I 証券検査に関する基本指針(2)

- ・その他(検査運営上の事項)
 - －予告検査の試行的導入
 - －経営陣との意見交換(臨店初日、エグジット・ミーティング)
 - －検査プロセスの説明(初回検査時)
 - －資料作成負担の軽減(既存資料の有効活用、提出依頼の一元化)
 - －検査モニター制度(アンケート方式も併用)
 - －講評の実施(臨店終了後、指摘事項が整理され次第)
 - －意見申出制度(講評後3日間、監視委事務局の第三者が審査)
 - －検査結果通知(臨店終了後3月以内目途)
 - －検査結果の公表(四半期ごと)



Ⅱ 平成21年度証券検査基本方針(H21.4.24)

・基本的考え方

～「効率的」かつ「効果的」な検査実施

「効率的」: 業者による自己改善努力を最大限に活かし、これを補完するような検査

「効果的」: 業者の内部管理態勢の持続的な改善に結び付くような検査

- ①法令違反行為の検証を基本としつつ、業者の規模・特性を勘案し、背景にある内部管理態勢にも着目
- ②リスクに基づいた検査対象先の選定、重要なリスクに焦点を当てたメリハリのある検査実施
- ③業者に対し、双方向の対話等を通じ、実効性ある内部管理態勢の整備を促す
- ④検査の透明性・予測可能性の向上(検査マニュアルの見直し等)



平成21年度証券検査基本方針(2)

・21年度検査実施方針

①リスクに基づいた密度の濃い検査

検査対象先の市場における位置付け、抱えている問題点等を勘案し、検査の優先度を判断

②関係部局との連携強化

財務局、検査局、自主規制機関等との連携

③検査基本方針・検査マニュアルの見直しの公表

信用格付業者の検査への対応等

④業者の自助努力(内部管理態勢のあり方)の検証

事象の背後にある内部管理態勢の実効性等を検証

⑤グループ体型検査の着眼点

顧客情報の取扱いや利益相反取引の防止など内部管理態勢の状況を検証



平成21年度証券検査基本方針(3)

・重点検証分野

- ①金商業者の市場仲介機能に係る検証
- ②金商業者のリスク管理態勢に係る検証
- ③法人関係情報の管理態勢に係る検証
- ④投資運用業者等の業務の適切性に係る検証

忠実義務、善管注意義務

利害関係者からの資産取得等に係る善管注意義務

利益相反管理態勢、デューディリジェンスの有効性

- ⑤公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証
- ⑥投資勧誘や顧客対応の状況に係る検証
- ⑦自主規制機関の機能発揮状況
- ⑧新たな検査対象先・金融商品に係る検証

集団投資スキーム(ファンド)、OTCデリバティブ等



平成21年度検査計画

| 区分 | 18年度 (実績) | 19年度 (実績) | 20年度 (実績) | 21年度 (計画) |
|--------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 第1種金証業者等 (うち監視委) (〃 財務局) | 126 (20) (106) | 170 (30) (140) | 142 (19) (123) | 130 (20) (110) |
| 投資運用業者・投 資助言業者等 | 58 | 57 | 80 | 65 |



Ⅲ 最近の検査指摘事例(別紙参照)

- ・内部管理態勢

 - 法人関係情報の管理態勢

 - 売買審査態勢

- ・システムリスク管理態勢

- ・顧客管理態勢

 - 本人確認、顧客情報管理態勢

- ・販売・勧誘態勢

 - 虚偽の表示、誤解を生ぜしめるべき表示

 - 不適切な乗換え勧誘